

1 1. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項 目	2 0 2 3 年度末	2 0 2 4 年度 第 2 四半期 (上半期) 末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	11,211,702	11,049,342
基金等	1,110,823	1,066,540
価格変動準備金	1,128,202	1,124,133
危険準備金	789,652	937,554
一般貸倒引当金	2,287	2,218
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ 損益(税効果控除前)) × 9 0 % (マイナスの場合 1 0 0 %)	5,317,295	4,829,865
土地の含み損益 × 8 5 % (マイナスの場合 1 0 0 %)	548,200	550,901
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	1,327,304	1,293,965
負債性資本調達手段等	912,335	1,164,750
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調 達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	75,603	79,412
リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	2,254,670	2,185,856
保険リスク相当額 R 1	126,450	125,701
第三分野保険の保険リスク相当額 R 8	77,938	77,544
予定利率リスク相当額 R 2	130,205	130,825
最低保証リスク相当額 R 7	5,543	5,099
資産運用リスク相当額 R 3	2,061,404	1,993,599
経営管理リスク相当額 R 4	48,030	46,655
ソルベンシー・マージン比率		
$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	994.5%	1,010.9%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第 86 条および第 87 条ならびに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しています。

2. 「最低保証リスク相当額」は、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 2 条第 4 項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。